

転出届に伴う手続について

転出届に伴って、以下の手続が必要です。

- ◎ 新しい住所に住み始めてから14日以内に、新住所の市区町村役所(場)で転入の手続をしてください。
 転入の手続には、次のものが必要です。詳しくは、転入先の市区町村役所(場)にお尋ねください。
 - 1 転出証明書(特例転入の手続をされた方以外)、2 本人確認書類(運転免許証等)
 - 3 転入者全員のマイナンバーカード(お持ちの方のみ)、4 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
 - 5 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- ◎ 下記の事項に該当する方は、次の手続も必要となります。

流山市役所(代表)
Tel04-7158-1111

	該当事項	チェック	転出届出時の手続	新住所地での手続	
住民登録	マイナンバーカードの申し込みをした(交付は受けていない)	<input type="checkbox"/>	(手続は不要です。)	転入先において再度申請する必要があります。お手数ですが、転入手続の際にマイナンバーカードの交付申請書を受け取り申請してください。	
	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持っている	<input type="checkbox"/>	(手続は不要です。)	転入手続の際、もしくは転入届出日から90日以内に本人または同一世帯員がカードを持参して継続利用の手続をしてください。手続の際は4桁の暗証番号が必要です。(特例転入の場合は、転入手続の際にカードを必ず持参してください。) 引越日から14日以内に転入手続をしなかった場合、または転入手続の日から90日以内に継続利用の手続をしなかった場合はカードが失効します。	
	印鑑登録をしている	<input type="checkbox"/>	転出日をもって登録が失効します。印鑑登録証(カード)を返却または破棄してください。	改めて登録する必要があります。手続の詳細は各市区町村に確認をしてください。	
医療	国民健康保険に加入している	<input type="checkbox"/>	保険証を返却してください。詳しくは保険年金課(第1庁舎1階②)へ	改めて新住所地で加入手続をされる必要があります。	
	後期高齢者医療制度に該当している ※75歳以上の方、もしくは65歳以上で障害をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証を返却(転出予定の場合は不要)の上、県外へ転出の方は負担区分証明書の交付を受けてください。詳しくは保険年金課(第1庁舎1階②)へ	改めて新住所地で、加入手続をしてください。(県外へ転出される場合は、負担区分証明書を同時に提出してください。)	
年金	国民年金に加入している ※(第3号被保険者を除く)	<input type="checkbox"/>	海外に転出される20歳以上60歳未満(任意加入は65歳未満)の方は、国民年金の手続きが必要です。詳しくは保険年金課(第1庁舎1階②)へ	住所変更については、マイナンバーを利用することで届出を省略することができます。ただし、マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方は、住所変更届の提出が必要です。※マイナンバーとの結びつきの状況は「ねんきんネット」やお近くの年金事務所でご確認ください。年金受給者の住所変更届は新住所地の国民年金担当課や年金事務所にあります。共済年金については、各共済にお問い合わせください。	
	(公的年金を受給している)	<input type="checkbox"/>	海外に転出される年金受給者の方は手続きが必要です。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。		
児童・福祉	市立の小中学校在学の子もがいる	<input type="checkbox"/>	除籍通知書(学校教育課・出張所で交付。)を学校に提出して、在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。詳しくは学校教育課(第1庁舎2階⑩)へ	在学証明書と教科書給与証明書をお持ちの上、転入学の手続をしてください。	
	保育施設等・幼稚園に在籍する子どもがいる	<input type="checkbox"/>	継続在籍の希望の有無に関わらず、保育課(第2庁舎2階④)へ退所届をご提出ください。	転出先市区町村の保育施設等・幼稚園担当課におたずねください。	
	児童手当を受給している	<input type="checkbox"/>	振込指定口座を解約しないでください。詳しくは子ども家庭課(第2庁舎2階②)へ	転出予定日の翌日から15日以内に転出先で認定請求をしてください。	
	子ども医療費助成受給券を持っている	<input type="checkbox"/>	受給券を返却または破棄してください。詳しくは子ども家庭課(第2庁舎2階②)へ	転出先市区町村の子ども医療費助成担当課におたずねください。	
	児童扶養手当の受給資格を認定されている	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当変更届(転出)を提出してください。詳しくは子ども家庭課(第2庁舎2階②)へ	転出先市区町村の児童扶養手当担当課におたずねください。	
	介護保険被保険者証の交付を受けている	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を返却してください。詳しくは介護支援課(第2庁舎1階②)へ	改めての加入手続が必要です。(要介護認定を受けていたときは、流山市発行の受給資格証明書をお持ちください。)	
	障害者手帳を交付されている又は障害福祉サービスを受給している	<input type="checkbox"/>	福祉サービスの受給資格の喪失手続をしてください。詳しくは障害者支援課(第2庁舎1階③)へ	新住所地で、障害者手帳の住所変更をしてください。受給できる福祉サービスは各市区町村に確認をしてください。	
	特別児童扶養手当の受給資格を認定されている	<input type="checkbox"/>	千葉県又は千葉県外に転出の方は、特別児童扶養手当住所変更届を提出してください。詳しくは障害者支援課(第2庁舎1階③)へ	手続きが必要です。証書をお持ちのうえ、転出先市区町村の特別児童扶養手当担当課におたずねください。	
	妊娠中の方	<input type="checkbox"/>	(手続は不要です。)	手続きが必要です。転出した場合は、流山市で交付した妊婦健康診査受診票は使用できませんので、担当課におたずねください。	
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の受給資格を認定されている	<input type="checkbox"/>	手続きが必要です。障害者支援課へ申し出てください。詳しくは障害者支援課(第2庁舎1階③)へ	手続きが必要です。転出先市区町村の特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当担当課におたずねください。	
	心身障害者扶養年金制度(障害者扶養共済制度)に加入又は受給されている	<input type="checkbox"/>	(手続は不要です。)	転出先市区町村で手続きが必要です。心身障害者扶養年金制度(障害者扶養共済制度)担当課におたずねください。	
	生活	原付バイク(125cc以下)・小型特殊自動車を持っている	<input type="checkbox"/>	ナンバープレート・標識交付証明書・本人確認書類をお持ちのうえ、市民税課(第1庁舎1階⑥)で廃車(転出)手続をしてください。	廃車手続きの際に発行される廃車証明書をお持ちのうえ、新規登録市区町村で手続きをしてください。
		125ccを超えるバイク、軽自動車等を持っている	<input type="checkbox"/>	バイクを所有の方は野田自動車検査登録事務所(Tel050-5540-2023)に、軽自動車等を所有の方は軽自動車検査協会千葉事務所野田支所(Tel050-3816-3117)にお問い合わせください。	
上・下水道使用の停止		<input type="checkbox"/>	上下水道局お客様センターに連絡をし、使用停止手続をして下さい。(Tel04-7159-5311)	各市区町村に確認をしてください。	
し尿のくみ取り		<input type="checkbox"/>	し尿くみ取り取消(変更)申請の手続をしてください。詳しくは森のまちエコセンターへ (Tel04-7154-5736)	各市区町村に確認をしてください。	

◎ 転出証明書は、記載されている「異動年月日」や「新住所」に変更があっても有効です。そのまま、新住所の市区町村役場に出してください。その際変更があった旨をお伝えください。

◎ 都合により転出されなくなったときは、転出証明書をお持ちの上、流山市役所の市民課から出張所で「転出取消」の手続をしてください。

◎ 予定転出の届出後、転出日前に流山市での住民票・印鑑証明が必要となったときは、請求の際に必ず転出証明書をお持ちください。

(特例転入の届出をされた方は、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちください。)

◎ 国外から帰国して転入の手続をするときは、次の書類をお持ちください。

- 1 パスポート 2 戸籍全部(個人)事項証明書 3 戸籍の附票

◎ その他必要な手続

郵便物の転送	流山郵便局
電気、ガス、電話回線 NHK受信、金融機関口座等	各機関にお問合せください。

流山警察署	Tel04-7159-0110
法務局松戸支局	Tel047-363-6278
流山運転免許センター	Tel04-7147-2000
松戸健康福祉センター	Tel047-361-2121
松戸年金事務所	Tel047-345-5517
家庭裁判所松戸支部	Tel047-313-0152
松戸税務署	Tel047-363-1171
松戸県税事務所	Tel047-361-2112
ハローワーク松戸	Tel047-367-8609
軽自動車検査協会野田支所	Tel050-3816-3117

お手続もれのないようご注意ください。